

不妊治療に要する費用の一部を助成します

令和4年4月から不妊治療が保険適用化されました。これを受け見附市では、不妊治療を受ける市民の経済的及び精神的負担の軽減を図るため、不妊治療に要する費用の一部を助成します。

【本件のポイント】

- ・保険適用分については年齢制限や回数制限が設けられているが、見附市では、幅広く支援を行うために治療開始時の年齢制限を設けずに助成を行う。
- ・これまでは特定不妊治療のみ助成を行っていたが、一般不妊治療を含め医師が認めた不妊治療へと支援範囲を拡大。
- ・これまでの夫婦1組につき最大5回までの助成を、子ども1人につき最大6回まで拡大。
→不妊治療による複数回の妊娠に対応

事業概要

不妊治療を希望する方に、不妊治療に要した費用の一部を助成します。

【対象者】

- ・不妊治療以外の方法によっては、「妊娠の見込みがない」または「極めて少ない」と医師に診断を受けていること。
- ・夫婦（事実婚を含む）のいずれかの者が市内に住所を有していること。

【対象となる治療】

- ・特定不妊治療（体外授精及び顕微授精）
- ・一般不妊治療（特定不妊治療以外の妊娠を可能にする治療）
- ・医師が認める不妊治療

【助成額】

- ・1回の治療につき8万円を限度として助成
- ・医療保険各法および高額療養費制度の適用を受けることができる場合は、各制度の適用額を控除した額を不妊治療に要した額として算定

【助成回数】

- ・子ども1人につき最大6回まで

【申請方法】

- ・不妊治療が終了した日から1年以内に必要書類を揃えて申請

問合せ：見附市こども課
元気子育て係
☎0258-62-1700（内線443）